

飯山市ケーブルテレビ事業(iネット飯山)の事業承継 に関する基本協定書（案）

飯山市(以下「甲」という。)と上越ケーブルビジョン株式会社(以下「乙」という。)は、飯山市ケーブルテレビ事業(iネット飯山)事業承継に係る事業の公募型プロポーザル実施要領(以下「要領」という。)及び飯山市ケーブルテレビ事業(iネット飯山)事業承継に係る事業仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき、次のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙との間で、飯山市ケーブルテレビ事業(iネット飯山)事業承継に係る事業(以下「本事業」という。)の具現化と設備等の無償譲渡及び事業承継に向け、双方が協力して円滑な協議を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的合意)

第2条 乙は、本協定、要領及び仕様書を十分に理解し、これに同意したことを確認する。

(事業承継の基本条件)

第3条 甲及び乙は、本事業の事業承継に当たっては、要領及び仕様書に記載している事項を前提条件として協議及び準備を進める。

(協定期間)

第4条 本協定の期間は、協定締結日から甲と乙が本事業の事業化に関する契約を締結した日までとする。

(協議内容)

第5条 甲及び乙は、詳細な再整備内容、国県等関係機関との協議及び地元説明等、再整備や事業承継後の管理運営に向け、必要となる各種協議や手続を行う。

(費用負担)

第6条 本事業の実施に向けた協議に係る費用のうち、甲に生じた費用は甲が、乙に生じた費用は乙がそれぞれ負担する。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、交渉内容及び事業計画に関する情報は、相手方に事前の承諾

を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行以外には使用しないこととする。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 住民説明会及び飯山市議会で提出が求められた場合
 - (2) 公知である場合
 - (3) 甲又は乙が、それぞれの顧問弁護士等に守秘義務を課して開示する場合
 - (4) 裁判所から開示が命じられた場合
 - (5) 互いが同意した場合
- 2 飯山市情報公開条例(平成28年飯山市条例第3号)による公文書の公開の請求があった場合は、同条例の規定に基づき適正に取り扱うものとする。
- 3 本条の規定は、第4条の規定にかかわらず、本協定の期間が終了した後も、なおその効力を有する。

(個人情報の保護等)

第8条 乙は、本事業の遂行に関連して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令を遵守するとともに、甲が定める個人情報保護に関する規程等に基づき、適正に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、本事業の遂行に関連して取得した個人情報を本事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。本協定終了後においても同様とする。
- 3 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正利用その他の事故を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の漏えい等の事故又はそのおそれを認知した場合には、直ちに甲へ報告するとともに、被害拡大防止その他必要な措置を講じなければならない。
- 5 甲は、前項の場合において必要があると認めるときは、乙に対し原因調査、再発防止策の策定及び実施その他必要な措置を求めることができる。
- 6 乙の責めに帰すべき事由により個人情報の漏えい等が発生し、甲又は第三者に損害が生じた場合は、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。
- 7 乙は、本事業の遂行に当たり個人情報を取り扱う従業者及び乙が委託する事業者に対し、必要な教育及び監督を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲

渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(本協定の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、要領及び仕様書に記載する提案の諸条件を甲の承諾なく満たさないことが判明したとき。
- (2) 乙が、要領及び仕様書の記載事項又は本協定に違反するなど、甲が、本協定を継続し難いと合理的な理由に基づき判断したとき。
- 2 前項の規定により本協定を解除したときは、乙は第1優先交渉権者としての資格を失うものとする。
- 3 乙は、甲が本協定に違反し、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されない場合その他本協定の目的を達成することが困難となった場合は、本協定を解除することができる。
- 4 甲は、本協定が解除された場合を除き、乙以外の第三者との間で、本事業の事業化に関する交渉又は協議を行わないものとする。

(事業化の条件)

第11条 本協定に基づき甲乙双方で協議し決定した内容は、予算案及び土地、建物等の契約内容に関する議案として、飯山市議会で議決を得た後に契約を締結する。

- 2 前項の議案が飯山市議会で否決された場合、若しくは事業に活用する予定であった負担金等の申請等が調わず、かつ、代替財源(資金)の確保の見込みが立たない場合、又は社会情勢の急変等の事由が生じた場合には、双方協議の上、事業の継続について決定する。

(契約締結不調の場合)

第12条 第8条第6項に規定する個人情報の漏えい等が発生した場合を除き、事由のいかんを問わず、甲乙間で本事業に係る最終契約の締結に至らなかった場合は、甲及び乙は相互に損害賠償、補償その他名目の如何を問わず一切の請求を行わないものとする。ただし、相手方の故意又は重大な過失により契約締結に至らなかった場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、甲及び乙が本事業の準備、検討、協議、設計、調査、測量、補助金申請、住民説明、契約準備その他契約締結に向けて支出した費用(人件費、委託費、設計費、調査費、測量費、申請費、広報費その他これらに類する費用を含む。)は、それぞれ自己の負担とする。
 - 3 甲又は乙が、本事業に関連して第三者と契約を締結し、又は業務を発注した場合における費用、違約金、損害賠償金その他一切の債務については、当該契約又は発注を行った当事者が自己の責任と負担において処理するものとし、相手方に請求することはできない。
 - 4 甲又は乙は、自己が使用した下請事業者、甲又は乙が委託する事業者、協力会社、コンサルタントその他の第三者の行為について、一切の責任を負うものとする。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、甲又は乙の故意又は重大な過失により、本事業の実施が不能となり、又は最終契約の締結に至らなかったことが客観的に認められる場合には、責任を有する当事者は、相手方が本事業の遂行に向けて合理的かつ必要な範囲で支出した費用及びこれにより生じた通常の損害を賠償しなければならない。
 - 6 前項の費用には、住民説明会の開催費用、説明資料及び広報物の作成費用、設計費、調査費、測量費、申請費、人件費、業務委託費、専門家報酬その他本事業の準備行為として合理的に支出された費用を含むものとする。
 - 7 本条に基づく損害賠償額は、実際に発生した直接かつ通常の損害を限度とし、逸失利益その他の特別損害については、故意による場合を除き賠償の対象としない。
 - 8 本条の規定は、本協定の終了、解除又は失効後も有効に存続するものとする。
(管轄裁判所)
- 第13条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟、訴訟、調停その他の法的手続については、長野地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。
(その他)
- 第14条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自1通を保有する。

令和 年(年) 月 日

甲

長野県飯山市大字飯山1110番地1
飯山市
飯山市長 江沢岸生

乙

新潟県上越市西城町2丁目2番27号
上越ケーブルビジョン株式会社
代表取締役社長 丸田健一